

糸魚川市犯罪被害者等見舞金について

1 見舞金額

令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡 くなられた方のご 遺族※1
重傷病者見舞金	10万円	犯罪行為により重 傷病※2を負われた 方

※1 配偶者(事実婚関係を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養期間が1か月以上、かつ、

【身体的な負傷・疾病の場合】 通算3日以上入院

【精神疾患の場合】 通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

2 要件等

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為

住所要件

犯罪時に県内に住所があり、かつ申請時に市内に住所があること

申請期限

犯罪発生から原則1年以内

※やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内